

セイコーエプソン株式会社

第72回 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 平成26年6月24日(火曜日)
午前10時(受付開始予定:午前9時)

場所 | 東京會館 9階 ローズルーム
東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

目次	■ 招集ご通知	2
	■ 株主総会参考書類	4
決議事項	■ 第1号議案 剰余金の処分の件	4
	■ 第2号議案 取締役10名選任の件	5
	■ 第3号議案 監査役2名選任の件	10
	■ 第4号議案 取締役賞与支給の件	11
	■ 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新の件	11
招集ご通知添付書類		
	■ 事業報告	22
	■ 連結計算書類	47
	■ 計算書類	50
	■ 監査報告書	53
■ ご参考		
	■ 特集:SE15後期 新中期経営計画	57
	■ 社会貢献活動	61
	■ 会社概要・株主メモ	62

書面またはインターネット等による
議決権行使期限

平成26年6月23日(月曜日) 午後5時まで

株主のみなさまへ

経営理念

お客様を大切に、地球を友に、
個性を尊重し、総合力を發揮して
世界の人々に信頼され、社会とともに発展する
開かれた会社でありたい。
そして社員が自信を持ち、
常に創造し挑戦していることを誇りとしたい。

EXCEED YOUR VISION

私たちエプソン社員は、
常に自らの常識やビジョンを超えて挑戦し、
お客様に驚きや感動をもたらす
成果を生み出します。

EPSON
EXCEED YOUR VISION

お客様にとって、
なくてはならない存在であり続けるため、
エプソンはこれからも挑戦し続けます。



株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
ここに、第 72 回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

エプソンは、「SE15 後期 新中期経営計画」の初年度である当期において、既存事業領域における商品構成の見直しとビジネスモデルの転換および新規事業領域における積極的な市場開拓に努め、各事業の構造改革に向けて着実な一歩を踏み出すことができました。

これらの取り組みの成果に加え、期を通じての為替効果もあり、当期の連結業績は、売上高 1 兆 36 億円、営業利益 849 億円、当期純利益 836 億円となり、前期を大きく上回る結果を残すことができました。

今後とも「省・小・精の技術」から生み出される独創のコア技術により、新たなお客様価値を創造し続け、これまでよりはるかに広い領域のお客様に期待を超える商品・サービスをお届けしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、これらの取り組みにご期待いただくとともに、一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

平成 26 年 5 月

代表取締役社長

碓井 稔

株主各位

証券コード 6724
平成26年5月30日

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

セイコーエプソン株式会社
代表取締役社長 碓井 稔

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権行使することができますので、3頁のご案内に従って、平成26年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成26年6月24日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

東京會館 9階 ローズルーム

3. 目的事項 報告事項 1. 第72期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の

内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件

2. 第72期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の
内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 取締役賞与支給の件

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新の件

当日出席される方へ



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(受付開始予定:午前9時)

代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。その際は代理権を証明する書面(委任状)を会場受付にご提出ください。



書面により議決権行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

【平成26年6月23日(月)午後5時到着分まで有効】



インターネットにより議決権行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。(右欄をご参照ください)

【平成26年6月23日(月)午後5時受付分まで有効】

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる開示に関するご案内

当社ウェブサイト <http://www.epson.jp/IR/>

1. 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表が含まれております。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

議決権行使サイト <http://www.evote.jp/>

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙右片に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)

ご注意事項



パソコン、スマートフォンの場合

インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



携帯電話の場合

iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

*「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!ケータイ」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。



携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

- 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金、通信料等)は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 受付時間 9:00~21:00(通話料無料)

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、経営の効率性および収益性のさらなる改善によりキヤッッシュ・フローの向上に努め、安定した配当を継続することを基本としております。そのうえで、今後の事業戦略に応じた資金需要および業績や財務状況などを総合的に勘案し、中長期的に連結配当性向30%を継続的に実現することを目指として、株主の皆様への利益還元を行う所存であります。

当期は、為替の追い風に加え、情報関連機器事業セグメントを中心にビジネスモデルの転換が進んだことなどにより、当期の売上高、営業利益ともに前年実績を大きく上回ったことから、期末配当は前期に比べ30円増配の1株につき37円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき13円をお支払いしておりますので、年間配当金は50円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金37円
総額6,618,941,322円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月25日

第2号議案

取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の向上・強化を図るために社外取締役1名を増員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、取締役会があらかじめ定めた選考基準に基づき、社外取締役が出席する取締役選考審議会における審議を経て決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外役員の独立性にかかる基準（内容は9頁に記載）」に準拠しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1

碓井 稔
（うすい　みのる）

（昭和30年4月22日生）

再任



所有する当社の株式数
68,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年11月 信州精器株式会社（現当社）入社
平成14年 6月 当社取締役
平成19年10月 当社常務取締役
平成20年 6月 当社代表取締役（現任）・同取締役社長（現任）

注：同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2

濱 典幸
（はま のり ゆき）

（昭和29年7月6日生）

再任



所有する当社の株式数
26,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年 4月 当社入社
平成15年 6月 当社取締役
平成18年 6月 当社業務執行役員
平成22年 4月 当社人事本部長（現任）
平成22年 6月 当社取締役
平成24年 6月 当社常務取締役（現任）

注：同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3

いの うえ しげ き
井上 茂樹

(昭和30年10月10日生)

再任



所有する当社の株式数
6,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4月 当社入社
平成23年 6月 当社業務執行役員
平成24年 6月 当社取締役（現任）
平成25年 6月 当社事業基盤強化本部長（現任）

注：同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

4

ふくしま よね はる
福島 米春

(昭和29年1月17日生)

再任



所有する当社の株式数
16,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年 2月 当社入社
平成21年 6月 当社業務執行役員
平成22年 6月 当社取締役（現任）
平成22年 6月 当社技術開発本部長（現任）

注：同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

5

くぼた こういち
久保田 孝一

(昭和34年4月3日生)

再任



所有する当社の株式数
9,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 エプソン株式会社（現当社）入社
平成22年 6月 当社業務執行役員
平成24年 6月 当社取締役（現任）
平成25年 6月 当社プリンター事業部長（現任）

注：同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

6

おく むら もと のり
奥村 資紀

(昭和35年2月16日生)

新任



所有する当社の株式数
10,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年 4月 信州精器株式会社（現当社）入社
 平成22年 6月 当社業務執行役員（現任）
 平成24年10月 当社機器要素技術開発本部長（現任）

注：同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

7

わた なべ じゅん いち
渡辺 潤一

(昭和36年10月24日生)

新任



所有する当社の株式数
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4月 当社入社
 平成17年11月 当社VI生産管理部長 兼 機器調達部長
 平成25年 6月 当社ビジュアルプロダクツ事業部長（現任）

注：同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

8

かわ な まさ ゆき
川名 政幸

(昭和39年7月27日生)

新任



所有する当社の株式数
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和63年 4月 セイコーエプソン生活協同組合入社
 平成11年 3月 当社入社
 平成20年10月 当社人事部長（現任）

注：同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

9

あお き
青木 利晴

(昭和14年3月21日生)

社外取締役

再任



所有する当社の株式数

3,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 9年 6月 日本電信電話株式会社取締役副社長
 平成11年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役社長
 平成15年 6月 同社取締役相談役
 平成17年 6月 同社相談役
 平成21年 6月 同社シニアアドバイザー
 平成24年 6月 当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております、候補者として適任であると考えております。

独立性について

同氏は、日本電信電話株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者（取締役副社長・取締役社長）であります。最近3年間において、当社と日本電信電話株式会社との間に取引関係はありません。また、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間には、画像データの使用許諾等の取引関係がありますが、同社は社外役員の独立性にかかる基準に定める主要な取引先には該当しません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、当社定款第26条第2項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定です。

10

おお みや
大宮 英明

(昭和21年7月25日生)

社外取締役

新任



所有する当社の株式数

-

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成19年 4月 三菱重工業株式会社取締役・副社長執行役員
 平成20年 4月 同社取締役社長
 平成25年 4月 同社取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

一般財団法人日本航空機開発協会理事長
 一般社団法人日本経済団体連合会副会長

社外取締役候補者とした理由

経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております、候補者として適任であると考えております。

独立性について

同氏は、三菱重工業株式会社の業務執行者（取締役会長）であります。最近3年間において、当社と同社との間には、半導体製造装置の売買等の取引関係がありますが、同社は社外役員の独立性にかかる基準に定める主要な取引先には該当しません。

なお、原案どおり選任された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款第26条第2項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。

注3. 同氏の過去5年間における他の会社の役員在任中に当該会社で発生した法令・定款違反または不正な業務執行の事実について

同氏が三菱重工業株式会社の取締役在任中に、同社において、一部の自動車部品事業に関し、競争事業者との不適切な情報交換等のカルテル行為がありました。

社外役員の独立性にかかる基準

当社は、以下に掲げる事項に該当する者を社外役員候補者として選定しない。

- (1) 当社を主要な取引先とする者（注1）または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者（注2）だった者
- (2) 当社の主要な取引先である者（注3）または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者だった者
- (3) 最近3年間において、当社から役員報酬以外に多額の金銭（注4）その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間において当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
- (4) 当社の大株主（注5）または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者もしくは監査役だった者
- (5) 当社が現在大株主となっている会社等の業務執行者または監査役である者
- (6) 最近10年間において、当社の法定監査を行う監査法人に所属していた者
- (7) 最近10年間において、当社の主幹事証券会社に所属していた者
- (8) 当社から多額の寄付（注6）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
- (9) 当社との間で、社外役員の相互就任（注7）の関係が生じる会社の出身者
- (10) 上記（1）～（9）に該当する者の配偶者または2親等以内の親族

（注）

- 1：「当社を主要な取引先とする者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、取引先の連結売上高の2%以上の支払を当社から受けた者（主に仕入先）をいう
- 2：「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう
- 3：「当社の主要な取引先である者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払を当社に行った者（主に販売先）をいう
- 4：「多額の金銭」とは、その価額の総額が過去3年間の平均で個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう
- 5：「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう
- 6：「多額の寄付」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付をいう
- 7：「社外役員の相互就任」とは、当社の出身者が現任の社外役員を務めている会社から社外役員を迎えることをいう

以上

第3号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、小口徹氏は任期満了により、矢島虎雄氏は辞任により、それぞれ監査役を退任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1

くばた 健二

(昭和28年12月4日生)

新任



所有する当社の株式数
42,000株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和52年 4月 当社入社
 平成13年 6月 当社取締役
 平成15年 4月 当社常務取締役
 平成22年 6月 当社代表取締役（現任）
 平成23年 4月 当社専務取締役（現任）
 平成25年 4月 当社コンプライアンス担当取締役（現任）・同
 経営管理本部長 兼 コンプライアンス室長
 （現任）

注：同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2

ひらの 平野 精一

(昭和29年12月11日生)

新任



所有する当社の株式数
22,600株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和52年 4月 信州精器株式会社（現当社）入社
 平成14年 6月 当社取締役
 平成18年 6月 当社業務執行役員
 平成19年 6月 エプソン販売株式会社代表取締役社長（現任）
 平成19年10月 当社業務執行役員常務
 平成20年 6月 当社常務取締役（現任）

注：同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役賞与支給の件

取締役賞与につきましては、当期末時点の取締役9名のうち、社外取締役を除く8名に対し、月額報酬額に当期の業績を勘案した支給月数を乗じて算出した総額81,750,000円を支給いたしたいと存じます。

なお、支給対象者および総額は、社外取締役が出席する取締役報酬審議会における審議を経て決定しております。

各取締役に対する支給金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新の件

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年6月25日の定時株主総会における株主の皆様のご承認のもと、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を導入し、その後、当該対応策が有効期間満了を迎える平成23年6月20日の定時株主総会において、当該対応策の内容を一部変更したうえで更新することについて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、当該更新後の対応策を「現行プラン」といいます。）。

現行プランの有効期間は、本総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益および企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、当社は、本総会における承認を条件として、現行プランを更新することを決定いたしました（以下、当該更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

つきましては、株主の皆様に本プランのご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本プランへの更新にあたり、形式的な文言の修正等を行っておりますが、現行プランの内容から実質的な変更はありません。

1. 本プランの目的

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（後記添付書類45頁から46頁をご参照ください。）に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みとして、本総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランに更新することが必要であると判断しました。

2. 本プランの内容

（1）本プランの概要

① 手続きの設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記1. の目的を実現するために必要な手続きを定めております（詳細については下記「（2）本プランに係る手続き」をご参照ください。）。

② 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記「（3）本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）」をご参照ください）。

い。)には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記「(4) 本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

③ 特別委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される特別委員会（その詳細については下記「(5) 特別委員会の設置」をご参照ください。）の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して特別委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会はかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続きの過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続き

① 対象となる買付等

本プランは、以下ア. またはイ. に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続きに従っていた

だくこととします。

- ア. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- イ. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する買付等の概要、および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を当社の定める書式により日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後実務上可能な限り速やかに、当社株主の皆様の判断および特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該買付者等に交付いたします。リストの交付を受けた買付者等は、当社取締役会に対して、当該リストに従い本必要情報を日本語で記載した書面により提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から提出された意向表明書および本必要情報を速やかに特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、これを受けて買付者等から提出された本必要情報の内容が当社株主の皆様の判断および特別委員会の評価・検討等のために不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることができます。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、買付等の内容および態様にかかわらず、下記の各号に定める情報は、原則として本必要情報の一部に含まれるものとします。

記

- ア. 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的な名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
 - イ. 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
 - ウ. 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
 - エ. 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
 - オ. 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - カ. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
 - キ. 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
 - ク. その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報
- なお、特別委員会は、買付者等が本プランに定め

られた手続きに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④ア. に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

ア. 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から本必要情報および特別委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等、ならびに当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価、代替案等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

イ. 特別委員会による検討作業

買付者等および（当社取締役会に対して上記ア. のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと特別委員会が認めた場合、特別委員会は、原則として最長60日間の検討

期間（ただし、下記④ウ. に記載する場合等には、特別委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「特別委員会検討期間」といいます。）を設定します。特別委員会は、特別委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、特別委員会が、直接または当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

ウ. 株主および投資家の皆様に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から意向表明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実および本必要情報の概要その他の情報のうち特別委員会が適切と

判断する事項について、速やかに株主および投資家の皆様に対する情報開示を行います。

④ 特別委員会における判断

特別委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記ア. ないしウ. に従った勧告等を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告または決議の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項（特別委員会検討期間を延長する場合にはその期間および延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに株主および投資家の皆様に対する情報開示を行います。

ア. 買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合で、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、特別委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記「(4) 本新株予約権の無償割当ての概要⑥」において定義されます。以下同じとします。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、または（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

イ. 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記「(3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断したときは、例外的措置として、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、(i)当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または(ii)当該勧告の判断の前提となつた事実関係に変動が生じ、買付者等による買付等が下記「(3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合には、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、(無償割当ての効力発生前においては) 本新株予約権の無償割当てを中止し、または(無償割当ての効力発生後においては) 本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

また、特別委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場

合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

ウ. 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（ただし、30日間を超えないものとします。）、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うよう最大限努めるものとします。

⑤ 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当

ての実施に関する議案を付議するものとします。株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施について決議がなされた場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとします。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主および投資家の皆様に対する情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）

当社は、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記「(2) 本プランに係る手続き⑤」に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記「(2) 本プランに係る手続き④」のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることになります。

記

- ① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ア. 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ウ. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - エ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - オ. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）等株主に株式の売却を事实上強要するおそれのある買付等である場合
- ③ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の待遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

④ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、または当社の技術開発力、社会的信用もしくはブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式（「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金

銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1カ月間から3カ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記⑨イ.の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

（I）特定大量保有者、（II）特定大量保有者の共同保有者、（III）特定大量買付者、（IV）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（V）上記（I）ないし（IV）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、（VI）上記（I）ないし（V）に該当する者の関連者（以下、（I）ないし（VI）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあ

たり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができます)ほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記⑨イ. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

ア. 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

イ. 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

ウ. 当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割

当て決議において、別途本新株予約権の取得事由を含め、本新株予約権の取得に関する事項を定める場合があります。

(5) 特別委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者のうち、当社取締役会が選任する者から構成されます。

実際に買付等がなされる場合には、上記「(2)本プランに係る手続き」に記載したとおり、こうした特別委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する決議を行うこととします(本総会終結後の取締役会において選任予定の特別委員会の委員については、別紙をご参照ください。)。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間(以下「有効期間」といいます。)は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所

の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、および（修正または変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

（ご参考）

本プランの内容は上記2.に記載のとおりですが、（I）本プランの更新時および本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響、ならびに（II）本プランに関する当社取締役会の判断およびその理由はそれぞれ次のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

（I）本プランの更新時および本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

ア. 本プランへの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

イ. 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金

銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることになります。ただし、当社は、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することができます。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記「2.(2) 本プランに係る手続き④」に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

（II）本プランに関する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。その詳細につきましては、後記添付書類46頁をご参照ください。

以上

別紙

特別委員会の委員の氏名および略歴

本総会終結後の取締役会において選任予定の特別委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

【氏名】青木 利晴（あおき としはる）

【略歴】

平成9年 6月 日本電信電話株式会社取締役副社長
 平成11年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役社長
 平成15年 6月 同社取締役相談役
 平成17年 6月 同社相談役
 平成21年 6月 同社シニアアドバイザー
 平成24年 6月 当社取締役、現在に至る

※同氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、社外取締役に再任された場合、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】大宮 英明（おおみや ひであき）

【略歴】

平成19年 4月 三菱重工業株式会社取締役・副社長執行役員
 平成20年 4月 同社取締役社長
 平成25年 4月 同社取締役会長、現在に至る

※同氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であり、社外取締役に選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】山本 恵朗（やまもと よしろう）

【略歴】

平成8年 6月 株式会社富士銀行取締役頭取
 平成12年 9月 同行取締役頭取兼株式会社みずほホールディングス取締役会長
 平成14年 6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ名譽顧問、現在に至る
 平成14年 6月 当社監査役、現在に至る

※同氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】 宮原 賢次（みやはら けんじ）

【略歴】

平成8年 6月 住友商事株式会社取締役社長

平成13年 6月 同社取締役会長

平成19年 6月 同社相談役

平成20年 6月 当社監査役、現在に至る

平成22年 6月 住友商事株式会社名譽顧問、現在に至る

※同氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】 奈良 道博（なら みちひろ）

【略歴】

昭和49年 4月 弁護士登録

昭和63年 7月 東京都地方精神保健審議会委員

平成7年 4月 日本弁護士連合会常務理事

平成7年 4月 第一東京弁護士会副会長

平成18年 4月 日本弁護士連合会副会長

平成18年 4月 第一東京弁護士会会长

平成19年 6月 総務省年金記録確認中央第三者委員会委員、現在に至る

平成23年 3月 法務省法制審議会委員

平成25年 6月 当社監査役、現在に至る

※同氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

注. 平成26年4月30日の取締役会において決定した本プランの内容の詳細につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.epson.jp/IR/>) でご覧いただけます。

以上

1. エプソングループの現況に関する事項

1.1 事業の経過および成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における経済環境を顧みますと、景気は総じて弱い回復が続いたものの、底堅さが見られました。米国では失業率低下や個人消費の増加などの押し上げ要因により、緩やかな回復となりました。欧洲においては、失業率が横ばいとなった一方、生産は底堅い動きとなり、景気は依然弱さが残るものを持ち直しの兆しが見られました。アジアにおいては、中国では景気の拡大テンポが安定化しつつあり、インドでは下げ止まりの兆しが見られました。また、その他のアジア諸国においては、ASEAN地域や台湾では持ち直しの動きが見られたほか、韓国では改善の傾向が見られました。日本は、円安効果による輸出環境の改善や各種政策効果などもあり、景気は緩やかな回復となりました。

エプソングループ（当社と当社の全部または一部の子会社を指し、以下「エプソン」という。）の主要市場におきましては、以下のとおりとなりました。

インクジェットプリンターの需要は、北米や日本で縮小した一方で、欧洲については横ばいの傾向が見られました。大判インクジェットプリンターは、低価格帯モデルが好調であったほか、高価格帯モデルは前半は低迷したものの、後半には企業投資の回復傾向が見られました。シリアルインパクトドットマトリクスプリンター（SIDM）は、米国・欧洲の市場が縮小傾向となった一方、中国ではインフラ投資による増加傾向が見られました。POSシステム関連製品は、米州の中小規模小売店向けが安定的に推移したほか、欧洲では後半には需要は回復傾向となりました。プロジェクターは、日本では安定的な需要が見られ、米州・亜州では需要が横ばいであった一方で、欧洲では投資予算の削減継続により需要が低迷しました。

電子デバイス製品の主要なアプリケーションについては、携帯電話は、従来型は減速が続いた一方、スマートフォンは堅調に推移しました。PC市場は、タブレット型が堅調に推移した一方、ノート型やデスク

売上高

1兆 36 億円 前期比 **17.9%増**

営業利益

849 億円 前期比 **299.8%増**

経常利益

781 億円 前期比 **343.1%増**

当期純利益

836 億円 前期は**100億円の当期純損失**

トップ型は縮小しました。デジタルカメラ市場は、コンパクトレンズ一体型が引き続き低迷したほか、一眼レフやミラーレス式タイプについても需要が鈍化しました。

精密機器製品に関する市場では、ウォッチは日本を中心に高価格品の需要が拡大傾向となりました。また、産業用ロボットは自動車やスマートフォン関連向けを中心に需要が増加したほか、ICハンドラーは半導体市場の投資の再開もあり、需要は回復傾向となりました。

なお、当連結会計年度の米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ100.23円および134.37円と前期に比べ、米ドルでは21%の円安、ユーロでは25%の円安で推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1兆36億6百万円（前期比17.9%増）、営業利益は849億68百万円（前期比299.8%増）、経常利益は781億21百万円（前期比343.1%増）、当期純利益は836億98百万円（前期は100億91百万円の当期純損失）となりました。なお、繰延税金資産の回収可能性を検討し計上額を見直した結果、税金費用が減少することとなり、法人税等調整額を307億34百万円計上しております。

(2) セグメント区別の概況

情報関連機器事業セグメント

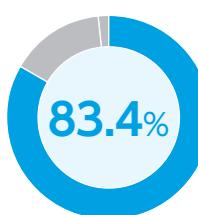
売上高

8,364 億円 (前期比 22.0% 増)

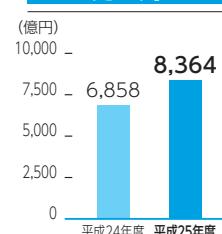
セグメント利益

1,215 億円 (前期比 134.9% 増)

売上高構成比



売上高



セグメント利益



※平成25年度よりセグメントの区分方法を変更しているため、平成24年度の金額は平成25年度のセグメント情報の測定方法で再計算して表示しております。

主要な事業内容

当セグメントは、独自のマイクロピエゾ技術やマイクロディスプレイ技術などの強みを活かし、各商品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ プリンティングシステム事業

インクジェットプリンター、ページプリンター、カラーメージスキャナー、商業用インクジェットプリンター、シリアルインパクトドットマトリクスプリンター（SIDM）、POSシステム関連製品、インクジェットトラベルプリンターおよびこれらの消耗品など

プリンティングシステム事業の売上高は為替影響もあり増加となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

インクジェットプリンターは、本体についてはインカートリッジモデルが数量減少となったものの、大容量インクタンクモデルの数量増加、平均販売単価の上昇などにより全体としては売上増加となりました。また、消耗品についても数量増加効果により売上増加となりました。

大判インクジェットプリンターは、高価格帯の本体・消耗品の販売増加にともなう平均販売単価の上昇により売上増加となりました。ページプリンターは、高付加価値製品中心へ販売を絞り込んだことにより数量減少となった結果、売上減少となりました。SIDMは、中国における徴税需要が堅調に推移したことにより、売上増加となりました。POSシステム関連製品は、

○ ビジュアルコミュニケーション事業

液晶プロジェクター、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT
液晶パネル、ラベルプリンター、ヘッドマウントディスプレイなど

○ その他

PCなど

米州を中心とした数量増加により売上増加となりました。

ビジュアルコミュニケーション事業の売上高は為替影響もあり増加となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

ビジネス向け液晶プロジェクターは、販売好調な米州や中国での売上が牽引し数量増加により売上増加となりました。ホームシアター向け液晶プロジェクターも、日本や中国を中心とした数量増加により売上増加となりました。

情報関連機器事業セグメントのセグメント利益につきましては、為替影響に加え、主要製品の売上増加により増益となりました。

以上の結果、情報関連機器事業セグメントの売上高は8,364億36百万円（前期比22.0%増）、セグメント利益は1,215億31百万円（同134.9%増）となりました。

デバイス精密機器事業セグメント

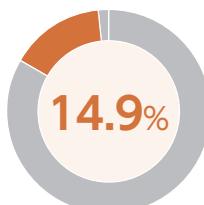
売上高

1,489億円 (前期比 5.8%増)

セグメント利益

97億円 (前期比 12.7%増)

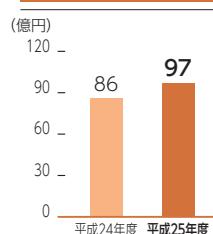
売上高構成比



売上高



セグメント利益



※平成25年度よりセグメントの区分方法を変更しているため、平成24年度の金額は平成25年度のセグメント情報の測定方法で再計算して表示しております。

主要な事業内容

当セグメントは、創業から培ってきた超微細・超精密加工技術、低消費電力技術、高密度実装技術などの強みを活かし、各商品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○マイクロデバイス事業

水晶デバイス（水晶振動子、水晶発振器、水晶センサーなど）
半導体（CMOS LSIなど）

○プレシジョンプロダクツ事業

時計（ウォッチ、ウォッチムーブメントなど）
金属粉末
表面処理加工

マイクロデバイス事業の売上高は減少となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

水晶デバイスは、為替影響があったものの、音叉型が携帯電話向けの需要減少にともなう数量減少に加えて価格下落が進行したほか、オプトデバイスがデジタルカメラ向けを中心に売上減少となり、全体で売上減少となりました。半導体は、マイクロコントローラーユニットの価格下落などがあったものの、為替影響により売上増加となりました。

プレシジョンプロダクツ事業の売上高は、ウォッチの高価格品の販売増加による平均販売単価の上昇効果や為替影響などにより増加となりました。

デバイス精密機器事業セグメントのセグメント利益につきましては、セグメント全体で為替による増益効果を受けたほか、マイクロデバイス事業の費用削減効果もあり増益となりました。

以上の結果、デバイス精密機器事業セグメントの売上高は1,489億56百万円（前期比5.8%増）、セグメント利益は97億33百万円（同12.7%増）となりました。

センサー産業機器事業セグメント

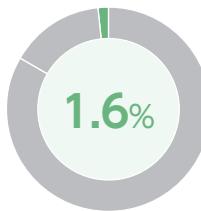
売上高

161億円 (前期比41.8%増)

セグメント利益(△損失)

△101億円 (前期は96億円の
セグメント損失)

売上高構成比



売上高



セグメント利益(△損失)



※平成25年度よりセグメントの区分方法を変更しているため、平成24年度の金額は平成25年度のセグメント情報の測定方法で再計算して表示しております。

主要な事業内容

当セグメントは、高度な精密メカトロニクス技術などにより、生産性を革新する産業用ロボットや生産機器およびこれらに付帯するサービスを提供しております。

また、健康・スポーツ分野において、高精度センサーを内蔵したセンシングシステム機器とクラウドサービスを組み合わせ、人々の生活を改善する商品・サービスを提供しております。

○センサー産業機器事業

産業用ロボット、ICハンドラー、産業用インクジェット印刷機、センシングシステム機器など

センサー産業機器事業セグメントの売上高は増加となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

産業用ロボットはアジア向けの受注増により売上増加となったほか、ICハンドラーはスマートフォン向け半導体業界からの受注増があり売上増加となりました。

センサー産業機器事業セグメントのセグメント利益につきましては、産業用ロボット・ICハンドラーは増益となったものの、産業用インクジェット印刷機やセンシングシステム機器の損失拡大影響が上回りました。

以上の結果、センサー産業機器事業セグメントの売

上高は161億81百万円 (前期比41.8%増)、セグメント損失は101億83百万円 (前期は96億14百万円のセグメント損失)となりました。

センサー産業機器事業セグメントについては、新規事業として新商品の開発や市場開拓などに注力しており、先行的な投資や費用が発生しているため、セグメント損失を計上しております。

エプソンは、センサー産業機器事業を、強みを活かし独創の商品・サービスをお客様にお届けすることができる重要領域として位置付け、今後も強化に取り組んでまいります。

その他（グループ向けサービス業など）

当連結会計年度における、その他の売上高は13億34百万円 (前期比4.8%増)、セグメント損失は2億58百万円 (前期は1億65百万円のセグメント損失)となりました。

(ご参考) 主要商品のご紹介

エプソンが長年培ってきた「省・小・精の技術」は、常に進化し続け、新たな価値を生み出しています。このページでは、その技術から生み出された代表的な商品をご紹介します。

情報関連機器事業セグメント

- インクジェット技術により、
新次元のプリント環境を創造する
- マイクロディスプレイ技術による全く新しい
ビジュアルコミュニケーションを創造する



デバイス精密機器事業セグメント

- 尖らせた技術により、
他社にできない商品を創出し続ける



センサー産業機器事業セグメント

- 高度なメカトロニクスにより、生産性を革新する
ロボットや生産機器を創造する
- 高精度センサーにより、人の生活を改善する
新しい価値を創造する



1.2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、重点戦略分野へ経営資源を集中し、将来の事業の育成と今後の成長の実現に向けて、新製品対応のほか、合理化・維持更新などを中心に設備投資を実施いたしました。また、キャッシュ・フロー改善のために、投資の厳選と既存設備の効率活用を徹底して行いました。この結果、当連結会計年度における設備投資総額（有形固定資産、無形固定資産のうちソフトウェアおよび借地権）は378億26百万円となりました。

情報関連機器事業において、今後のインクジェットプリンターの事業領域強化・拡大に向けて、新型ヘッドの生産設備投資を行いました。

区分	設備投資額（百万円）	前期比（%）
情報関連機器事業	26,897	△19.6
デバイス精密機器事業	8,009	19.1
センサー産業機器事業	832	43.8
その他・全社	2,087	△13.2
合計	37,826	△12.3

1.3 資金調達の状況

当社は、借入金返済資金に充当するため、総額200億円の無担保普通社債を発行しました。また、平成26年4月に100億円を上限とする無担保普通社債の発行を取締役会で決議しました。

1.4 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

1.5 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

1.6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

1.7 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

1.8 対処すべき課題

「SE15後期 新中期経営計画」の概要

○ 基本方針

**売上高成長を過度に追わず
着実に利益を生み出すマネジメントの推進**

長期ビジョンSE15実現に向けた3年間の取り組み

- キャッシュ創出を重視した財務体質の強化
- 将来の再成長を見据えた収益構造の改革

○ 目指す企業像

FY18

次期中期経営計画

プロフェッショナル向けを含む
新しい情報ツールや設備をクリエイトし
再び力強く成長する企業

FY16

FY15

SE15後期 新中期経営計画

既存事業領域の転換
新規事業領域の開拓

FY13

現在のエプソン

コンシューマー向けの画像・映像出力機器中心の企業

エプソンは、平成25年3月に「SE15後期 新中期経営計画」（以下「新中期計画」という。）を策定しました。平成27年度（FY15）までの新中期計画の3カ年においては、長期ビジョン「SE15」で掲げた戦略の基本的な方向性は堅持しつつ、「売上高成長を過度に追わず、着実に利益を生み出すマネジメントの推進」を基本方針とし、安定的な利益およびキャッシュの創出を最優先した経営を行っており、そのために、既存事業領域では商品構成の見直しとビジネスモデルの転換を図り、新規事業領域では積極的な市場開拓に取り組む方針です。そして、エプソンは、平成28年度（FY16）からの次期中期経営計画（以下「次期中期計画」という。）において、「コンシューマー向けの画像・映像出力機器中心の企業」から「プロフェッショナル向けを含む新しい情報ツールや設備をクリエイトし、再び力強く成長する企業」へと脱皮することを目指し、新中期計画の3カ年ではその基礎を築き、着実に歩みを進めることとしています。

エプソンを取り巻く経済情勢を概観すると、新興国では成長率が鈍化する一方で、米国を中心とする先進国の景気回復を背景として、世界経済は引き続き成長する見通しです。また、持続可能な産業・経済活動への転換などが進展するなか、こうした動きを背景として社会の変容が進むことにより、エプソンが実現すべきお客様価値も変わっていくものと考えられます。

エプソンは、このような経営環境のもと、引き続き独自の強みを発揮できる領域に経営資源を集中し、事業領域の拡大や次世代を担う新規事業の強化を図ることにより、再び力強く成長する企業への転換を進めます。そのうえで、安定的な利益体質が確立された平成28年度（FY16）から開始する次期中期計画においては、できるだけ早いタイミングでROS10%、ROE10%以上を継続的に達成することを目指してまいります。

各事業の基本戦略

プリンティングシステム事業

プリンティングシステム事業では、インクジェット技術により、新次元のプリンティング環境を創造します。インクジェットプリンターについては、オフィス市場や新興国市場のニーズに適応したモデルを投入することにより、商品構成やビジネスモデルの転換を進めるとともに、新型ピエゾヘッドを搭載したモデルを順次発売し、競争力の強化に取り組みます。同時に、ITソリューションを含めたサービス・サポートなども一層の充実を図ります。また、ビジネスシステム事業については、既存領域でのシェアNo.1の座を堅持しつつ、新たな需要の開拓により、着実な収益成長を実現します。

ビジュアルコミュニケーション事業

ビジュアルコミュニケーション事業では、マイクロディスプレイ技術による全く新しいビジュアルコミュニケーションを創造します。プロジェクターについては、既存領域での取り組みに加え、強化領域である高光束や短焦点モデルでのポジショニングを高めるために、ソリューション提供力や販売体制の強化などにより、事業領域の拡大と収益力の強化を図ります。また、スマートグラスは、人の生活を革新するポテンシャルを持った商品として、シースルーやハンズフリーといった特長を最大限に活かし、コンシューマー向け以外の分野でも新たな用途や価値の創出に取り組みます。

マイクロデバイス事業／プレシジョンプロダクツ事業

これらの事業では、尖らせた技術により、他社にできない商品を創出し続けます。マイクロデバイス事業については、これまで取り組んできた商品ポートフォリオの見直しやコスト構造改革により、利益体質への転換が進んでおります。今後、小型化・高性能化を先

導するお客様価値を実現した商品を創出し、安定的な収益確保を図ります。また、プレシジョンプロダクツ事業については、GPSや高価格帯ウォッチなどの高附加值商品の強化のほか、小規模ながらも高収益な金属粉末事業や表面処理加工事業の拡大により、今後も独自の技術を基盤として収益性の向上に努めます。

インダストリアルソリューションズ事業

インダストリアルソリューションズ事業では、高度なメカトロニクス技術などにより、生産性を革新するロボットや生産機器を創造します。エプソンは、スカラロボットや小型6軸ロボットなどの分野で高い信頼と実績を得ており、高い販売シェアをしています。また、捺染印刷機やデジタルラベル印刷機などでも着実に実績を積み重ねてきました。このような取り組みを加速させると同時に、独創のインクジェット技術やインテリジェントロボット技術などの高度なメカトロニクス技術により、生産性を革新する産業用途のロボットやインクジェット印刷機などを提供し、次の成長に向けた柱として育成していきます。

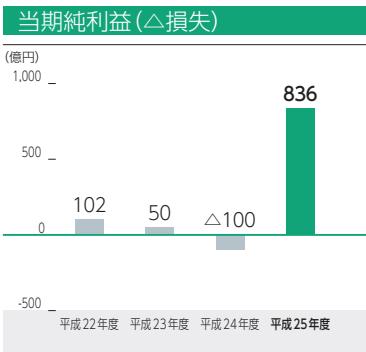
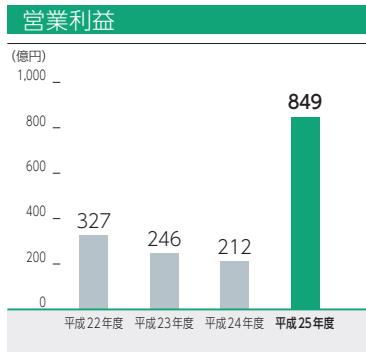
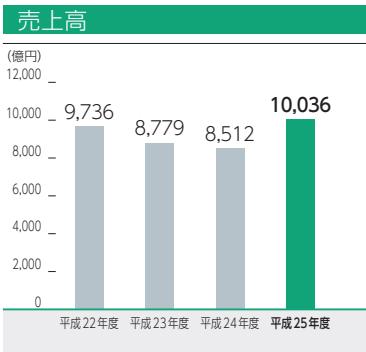
センシングシステム事業

センシングシステム事業では、高精度センサーにより、人々の生活を改善する新しい価値を創造します。

従来、リスト型のGPS機能付ランニング機器や脈拍計など、エプソンが蓄積してきた要素技術とセンサーシステム技術を用いた、新しいセンシング機器による新規ビジネスの創出を進めてきました。今後、このような分野での商品開発をさらに進めるとともに、クラウドの技術も組み合わせることにより、健康・スポーツ・医療の分野、さらに設備やインフラの管理などの産業分野において、全く新しい形の、人や生活に密着したデータを可視化・活用する革新的なツールを提供し、新たな成長ドライバーとしていきます。

1.9 財産および損益の状況

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
売上高 (百万円)	973,663	877,997	851,297	1,003,606
営業利益 (百万円)	32,709	24,626	21,255	84,968
経常利益 (百万円)	31,174	27,022	17,629	78,121
当期純利益 (△損失) (百万円)	10,239	5,032	△10,091	83,698
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	51円25銭	26円22銭	△56円41銭	467円87銭
総資産 (百万円)	798,229	740,769	778,547	865,872
純資産 (百万円)	270,808	248,140	258,806	351,730
1株当たり純資産 (円)	1,347円71銭	1,377円60銭	1,435円20銭	1,952円83銭
自己資本比率	33.7%	33.3%	33.0%	40.3%



1.10 重要な親会社および子会社の状況（平成26年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
エプソン販売株式会社	百万円 4,000	100.0	情報関連機器の販売 センサー産業機器の販売
Epson America, Inc.	千米ドル 40,000	100.0 (100.0)	米州地域統括会社 情報関連機器の販売 センサー産業機器の販売
Epson Europe B.V.	千ユーロ 95,000	100.0	欧州地域統括会社 情報関連機器の販売
Epson Italia s.p.a.	千ユーロ 3,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売
Epson Deutschland GmbH	千ユーロ 5,200	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売 センサー産業機器の販売
Epson France S.A.	千ユーロ 4,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売
Epson (China) Co., Ltd.	百万人民元 1,211	100.0	中国地域統括会社 情報関連機器の販売 センサー産業機器の販売
Epson Hong Kong Ltd.	千香港ドル 2,000	100.0	情報関連機器の販売 デバイス精密機器の販売
Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.	千米ドル 56,641	100.0 (100.0)	情報関連機器の製造 センサー産業機器の製造
Epson Singapore Pte. Ltd.	千シンガポールドル 200	100.0	アジア太平洋地域統括会社 情報関連機器の販売 デバイス精密機器の販売
Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	千シンガポールドル 71,700	100.0	情報関連機器の製造 デバイス精密機器の製造
Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.	千マレーシアリンギット 16,000	100.0	デバイス精密機器の製造
P.T. Indonesia Epson Industry	千米ドル 23,000	100.0	情報関連機器の製造
Epson Precision (Philippines), Inc.	千米ドル 57,533	100.0	情報関連機器の製造

注. 出資比率の（ ）内は、間接所有割合を内書しております。

1.11 主要な営業所および工場（平成26年3月31日現在）

エプソンでは、事業部制の連結マネジメントのもと、開発活動については先行研究開発や商品開発を主に当社（本社研究開発部門および事業部研究開発部門）で行い、生産活動および販売活動については、国内外の製造・販売関係会社を中心に展開しております。

<当社>

区分	事業所	主要な設備の内容
情報関連機器事業	広丘事業所	プリンター開発・設計および部品生産設備
	松本南事業所	プリンター開発・設計設備
	豊科事業所	液晶プロジェクター開発・設計設備 ヘッドマウントディスプレイ開発・設計設備
	諏訪南事業所	プリンター部品生産設備、液晶パネル生産設備
	千歳事業所	液晶パネル生産設備
デバイス精密機器事業	伊那事業所	水晶デバイス開発・設計設備
	富士見事業所	半導体開発・設計設備
	酒田事業所	半導体生産設備
	塩尻事業所	ウオッチ生産設備
センサー産業機器事業	豊科事業所	産業用ロボット開発・設計および生産設備 産業用インクジェット印刷機開発・設計および生産設備
	富士見事業所	センシングシステム機器開発・設計設備

<子会社>

区分	製造子会社	販売子会社
情報関連機器事業	東北エプソン株式会社 秋田エプソン株式会社 Epson Engineering (Shenzhen) Ltd. Singapore Epson Industrial Pte. Ltd. P.T. Indonesia Epson Industry Epson Precision (Philippines), Inc.	エプソン販売株式会社 Epson America, Inc. Epson Europe B.V. Epson Deutschland GmbH Epson France S.A. Epson Italia s.p.a. Epson (China) Co., Ltd. Epson Hong Kong Ltd. Epson Singapore Pte. Ltd.
デバイス精密機器事業	東北エプソン株式会社 秋田エプソン株式会社 宮崎エプソン株式会社 エプソンアトミックス株式会社 Singapore Epson Industrial Pte. Ltd. Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.	Epson Hong Kong Ltd. Epson Singapore Pte. Ltd.
センサー産業機器事業	秋田エプソン株式会社 Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.	エプソン販売株式会社 Epson America, Inc. Epson Deutschland GmbH Epson (China) Co., Ltd.

1.12 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

区分	従業員数（名）	前期比（名）
情報関連機器事業	55,104	—
デバイス精密機器事業	13,723	—
センサー産業機器事業	1,197	—
その他	252	—
全社（共通）	2,895	—
合計	73,171	4,410

注1. 従業員数は、就業人員数です。

注2. 当事業年度より事業区分を変更したため、区分別の前期比は記載しておりません。

注3. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものです。

1.13 主要な借入先（平成26年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	63,134
株式会社三菱東京UFJ銀行	27,441
株式会社八十二銀行	9,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,000

注. 借入額には、各行の海外現地法人などからの借入を一部含んでおります。

1.14 現況に関するその他の重要な事実

(1) 第二種医療機器製造販売業許可取得について

医療分野の育成・強化を目的として、当社は、平成26年3月に、長野県から薬事法に基づき「第二種医療機器製造販売業」の業許可を取得しました。

(2) 液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑について

エプソンは、平成21年に米国で刑事手続きが終了した液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑について、米国の取引先などから民事訴訟を提起されております。また、欧州委員会そのほかの競争法関係当局による調査を受けております。

(3) ドイツにおける著作権料に関する訴訟について

ドイツの著作権料徴収団体Verwertungsgesellschaft Wortによって、デジタル機器を輸入販売する各社に対し著作権料の支払いを求める一連の訴訟が提起されております。平成23年に連邦最高裁判所は、本件を欧州司法裁判所に付託する手続きをとり、平成25年6月に欧州司法裁判所は、EU加盟国がプリンターやPCの製造業者に対して著作権料を課すことを認める旨の判断を示しました。これを受け、平成25年10月からドイツの裁判所において審理が再開されております。

(4) ベルギーにおける著作権料に関する訴訟について

当社連結子会社のEpson Europe B.V.（以下「EEB」という。）は、平成22年にベルギーにおける著作権料徴収団体であるLa SCRL REPROBEL（以下「REPROBEL」という。）に対して、マルチファンクションプリンターに関する著作権料の返還などを求める民事訴訟を提起しました。その後、REPROBELがEEBを提訴したことにより、これら二つの訴訟は併合され、かかる訴訟の第1審ではEEBの主張を棄却する判決がなされました。EEBは、これを不服として上訴する方針です。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

2.1 発行可能株式総数	607,458,368株	
2.2 発行済株式の総数	199,817,389株（自己株式 20,927,083株を含む）	
2.3 株主数	31,808名	
2.4 大株主		
株主名	持株数（株）	持株比率（%）
三光起業株式会社	15,447,200	8.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,684,100	5.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,729,800	4.88
セイコーホールディングス株式会社	7,948,800	4.44
服部 靖夫	5,966,306	3.33
セイコーエプソン従業員持株会	5,824,991	3.25
服部 敏	5,599,968	3.13
第一生命保険株式会社	4,368,000	2.44
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口	4,076,900	2.27
日本碍子株式会社	3,450,000	1.92

注1. 当社は、自己株式20,927,083株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

注2. 株式会社みずほ銀行およびその共同保有者から、平成26年4月7日付で変更報告書の提出があり、平成26年3月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によって記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
株式会社みずほ銀行	6,947,000	3.48
みずほ信託銀行株式会社	2,729,400	1.37
みずほ投信投資顧問株式会社	674,200	0.34
合計	10,350,600	5.18

注3. 三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者から、平成25年6月20日付で変更報告書の提出があり、平成25年6月14日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によって記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	8,635,000	4.32
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	251,600	0.13
日興アセットマネジメント株式会社	402,400	0.20
合計	9,289,000	4.65

注4. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社およびその共同保有者から、平成25年12月6日付で変更報告書の提出があり、平成25年11月29日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によって記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	5,133,500	2.57
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション	248,923	0.12
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)	780,569	0.39
合計	6,162,992	3.08

2.5 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4.1 取締役および監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
碓 井 稔	代表取締役 取締役社長	
久保田 健二	代表取締役 専務取締役 コンプライアンス担当取締役	経営管理本部長 兼 コンプライアンス室長
平野 精一	常務取締役	エプソン販売株式会社代表取締役社長
濱 典幸	常務取締役	人事本部長
上柳 雅誉	常務取締役	知的財産本部長
福島 米春	取締役	技術開発本部長
久保田 孝一	取締役	プリンター事業部長
井上 茂樹	取締役	事業基盤強化本部長
青木 利晴	取締役	
小口 徹	常勤監査役	
矢島 虎雄	常勤監査役	
山本 恵朗	監査役	
宮原 賢次	監査役	
奈良道博	監査役	

注1. 青木利晴氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

注2. 山本恵朗氏、宮原賢次氏および奈良道博氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

注3. 社外役員の重要な兼職の状況は、後記「4.3 社外役員に関する事項」に記載しております。

注4. 上柳雅誉氏は、平成25年6月24日の定時株主総会において取締役に選任され、就任しました。

注5. 石川達紘氏は、平成25年6月24日の定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任しました。

注6. 奈良道博氏は、平成25年6月24日の定時株主総会において監査役に選任され、就任しました。

注7. 平成25年6月24日の定時株主総会終結の日の翌日以降の役員の地位および担当の異動はありません。

注8. 平成26年3月31日現在の業務執行役員の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
小 松 宏	業務執行役員常務	事業基盤強化本部副本部長（グローバルSCM担当）
John Lang	業務執行役員常務	Epson America, Inc. 社長
羽 片 忠 明	業務執行役員常務	Epson America, Inc. 副社長
酒 井 明 彦	業 務 執 行 役 員	東北エプソン株式会社代表取締役社長
小 池 清 文	業 務 執 行 役 員	Epson (China) Co., Ltd. 董事長総經理
宮 川 隆 平	業 務 執 行 役 員	事業基盤強化本部副本部長（CS品質保証・環境・安全・ものづくり塾担当）兼 安全推進部長
遠 藤 鋼 一	業 務 執 行 役 員	Epson Singapore Pte. Ltd. マネージングダイレクター
田 場 博 己	業 務 執 行 役 員	Epson Europe B.V. 社長
奥 村 資 紀	業 務 執 行 役 員	機器要素技術開発本部長
小 口 貴	業 務 執 行 役 員	P.T. Indonesia Epson Industry 社長
北 松 康 和	業 務 執 行 役 員	商業プリンター事業部長
島 田 英 輝	業 務 執 行 役 員	プリンター事業部副事業部長（生産技術・品質保証・生産管理担当）
北 村 政 幸	業 務 執 行 役 員	マイクロデバイス事業部長
深 石 明 宏	業 務 執 行 役 員	ビジネスシステム事業部長

(1) 羽片忠明氏は、平成25年6月24日をもって業務執行役員常務に就任しました。

(2) 北村政幸氏および深石明宏氏は、平成25年6月24日をもって業務執行役員に就任しました。

(3) 平成25年6月24日の定時株主総会終結の日の翌日から当事業年度末日時点までの業務執行役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
島 田 英 輝	異動なし	プリンター事業部副事業部長（生産技術・品質保証・生産管理担当）	異動なし	プリンター事業部副事業部長（生産管理・生産技術担当）	平成25年 10月1日

(4) 当事業年度末日後の業務執行役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
宮川 隆平	異動なし	事業基盤強化本部 副本部長（CS品質 保証・環境・安全 担当）兼 安全 推進部長	異動なし	事業基盤強化本部 副本部長（CS品質 保証・環境・安 全・ものづくり塾 担当）兼 安全 推進部長	平成26年 4月1日

4.2 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	合計 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	11 (1)	360 (20)	81 (-)	442 (20)
監査役 (うち社外監査役)	6 (4)	122 (60)		122 (60)
合計	17	483	81	564

注1. 上記には、平成25年6月24日の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。

注2. 報酬と株主価値との連動性を高める観点から株価連動型報酬（株式取得報酬）を導入しており、基本報酬の一部を当社株式の取得に充てております。

注3. 平成13年6月26日の定時株主総会の決議により、取締役の基本報酬の月額は70百万円以内、監査役の基本報酬の月額は12百万円以内とされております。

注4. 上記支給額には、平成26年6月24日の定時株主総会に付議予定の取締役賞与支給議案が承認された場合の取締役賞与81百万円（社外取締役を除く取締役8名に対する支払予定額）が含まれております。なお、監査役賞与制度はありません。

注5. 平成18年6月23日の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、平成25年6月24日の定時株主総会終結の時をもって退任した慰労金支給対象の取締役1名および監査役1名に対して、次のとおり慰労金を支払っております。

退任取締役 1名 72百万円

退任監査役（社外監査役） 1名 7百万円

注6. 平成18年6月23日の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、平成26年6月24日開催予定の定時株主総会終結の時をもって退任予定の慰労金支給対象の取締役1名に対して、慰労金41百万円を支払う予定です。

注7. ストックオプションは付与しておりません。

4.3 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	青木利晴	該当事項なし
社外監査役	山本惠朗	株式会社クレディセゾン 監査役
	宮原賢次	該当事項なし
	奈良道博	弁護士 日本特殊塗料株式会社 社外監査役

注. 各社外役員の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

社外取締役青木利晴氏は、当事業年度に開催された取締役会において積極的に発言しております。その発言内容は、議案の説明に対する質問に加え、企業経営に精通した経営者の観点からの経営全般にわたる課題の指摘や助言・提言などです。

各社外監査役は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会において積極的に発言しております。その発言内容は、議案の説明に対する質問、審議のプロセスの確認などに加え、自身の経験に照らして新たな視点を提供する趣旨の発言などです。

なお、各社外役員の取締役会および監査役会への出席状況は、次のとおりです。

区分	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数
社外取締役	青木利晴	12回中12回	
	山本惠朗	12回中10回	13回中12回
社外監査役	宮原賢次	12回中10回	13回中13回
	奈良道博	9回中9回	9回中9回

注. 奈良道博氏の取締役会および監査役会への出席回数は、平成25年6月24日の定時株主総会での選任以降に開催された9回について集計しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

5. 会計監査人の状況

5.1 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

5.2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額（百万円）
①当社が公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき会計監査人の報酬等の額	188
②当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	272

- 注1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。
- 注2. 当社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外に、国際会計基準に関するアドバイザリー業務などの対価を支払っております。
- 注3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社13社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

5.3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を経営上の最上位概念として捉え、これを実現するために「企業行動原則」を定め、子会社を含むグループ全体で共有するよう努めております。職務の執行が法令および定款に適合することならびに業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）に関する基本方針は以下のとおりであり、グループ全体の内部統制の整備レベルが着実に向上するよう努めております。

6.1 コンプライアンス（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- (1) 「経営理念」の実践原則として「企業行動原則」を定め、その基本骨格であるコンプライアンスの基本事項を定めるコンプライアンス基本規程を制定し、組織体制等を定めております。
- (2) コンプライアンス担当取締役（以下「CCO」という。）を選任し、コンプライアンスにおける業務執行全般を監督・監視する体制となっております。
- (3) さらに取締役会の諮問機関として、CCOを委員長とし社外役員・監査役ならびに取締役会が指名する取締役で構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス活動の重要事項について隨時および定期的に報告を受け審議し、その結果を取締役会へ報告・意見具申することとしております。
- (4) コンプライアンスの推進・徹底は社長指揮のもと、事業部長が担当事業に関する子会社を含めた活動を推進するとともに、グループ共通のテーマについては本社各主管部門が各事業部門と協働して推進する体制としております。またコ
ンプライアンス専任部門がコンプライアンス推進全般をモニタリングおよび是正・調整することにより、コンプライアンス活動の網羅性・実効性を高めております。
- (5) コンプライアンス推進・徹底上的重要事項については、社長の諮問機関であり全取締役で構成する経営戦略会議において法令・社内規程・企業倫理遵守に関する活動の推進状況、重点領域の取り組み状況等について多面的に審議することにより、コンプライアンスの実効性の確保に努めております。
- (6) 内部ならびに外部の通報窓口を有する内部通報制度を設け、実効性の高い内部通報制度の整備・運用に努めております。従業員がコンプライアンスに反する行為を発見した時は、内部通報窓口をはじめ、その他の各種相談窓口に通報することとしております。
- (7) 社員向けWeb研修等の各種社内教育を、子会社従業員を含めて実施することによりリーガルマインドの浸透に努めております。

(8) 社長は、定期的に取締役会にコンプライアンスの執行状況に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講じます。

(9) 「反社会的勢力」とは一切関わらない旨を「企業行動原則」に定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした行動をとることにより関係排除に取り組んでいます。

6.2 業務執行体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

(1) 組織管理規程・職務権限規程・業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築しております。

(2) 執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行うものとしております。

- ① 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
- ② リスク管理の対応状況
- ③ 重要な業務執行の状況

6.3 リスクマネジメント（会社法施行規則第100条第1項第2号）

(1) リスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定めております。

(3) 会社に著しい影響を与える重要なリスクについては、経営戦略会議においてリスクの抽出・特定・制御活動等について機動的・多面的に審議することにより、リスク管理の実効性の確保に努めています。また、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制としております。

(2) リスク管理の総括責任者を社長とし、事業部長が担当事業に関する子会社を含めたリスク管理を推進するとともに、グループ共通のリスク管理については本社主管部門が各事業部門と協働して推進する体制としております。さらにリスク管理を統括する部門を設置し、リスクの常時モニタリングおよびリスク管理活動全般を統括し、リスクの低減に努めています。

(4) 社長は、定期的に取締役会にリスク管理に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講じます。

6.4 企業集団における業務の適正性確保（会社法施行規則第100条第1項第5号）

- (1) 当社のグループマネジメントの基本を「商品別事業部制による事業部長の世界連結責任体制と、本社主管機能のグローバル責任体制」とし、事業オペレーション機能を担う子会社の業務執行体制の整備に関する責任は各事業部門の責任者が負い、グループ共通のコーポレート機能等については本社の各主管部門の責任者が責任を負うことにより、子会社を含めた企業集団における業務の適正化に努めております。
- (2) また、関係会社管理規程において、子会社の業務執行の一部について親会社である当社への事前承認または報告事項を定めて義務付けているとともに、一定基準を満たすものについては、当社の取締役会付議事項として、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制としております。

6.5 職務の執行に関する情報の保存および管理（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- (1) 職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行っており、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制としております。
- (2) 情報セキュリティ基本規程に基づき子会社も含めた社内情報について機密度に応じて適切に管理することで、情報漏洩の防止に努めております。

6.6 監査体制（会社法施行規則第100条第3項）

- (1) 監査役は監査役監査規程に基づき、職務の遂行上必要と判断したときは、取締役および使用者からヒアリング等を実施することができます。
- (2) 監査役が経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席することができ、取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる体制としております。また、監査役に対し重要な決裁書類を定期的に回付しております。
- (3) 監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用者を配置しており、当該使用者の人事異動・人事評価等は、監査役の意見を尊重しております。
- (4) 監査役は内部監査部門および会計監査人との協議を定期的に行い、監査の実効性を高めるよう努めています。
- (5) 監査役と代表取締役の定期的な会合を持つことで、監査役自らが業務執行の状況を直接把握できる体制としております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めております。

7.1 基本方針の概要

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造に向けて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維

持・獲得していくことが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

7.2 基本方針の実現に資する取組みの概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

平成25年度を初年度とする「SE15後期 新中期経営計画」では、長期ビジョン「SE15」で掲げた戦略の基本的な方向性は堅持しつつ、「売上高成長を過度に追わず、着実に利益を生み出すマネジメントの推進」を基本とし、安定的な利益およびキャッシュの創出を最優先した経営を行っております。

今後、エプソンは独自の強みを発揮できる領域に経営資源を集中し、事業領域の拡大や次世代を担う新規事業の強化を図ることにより、再び力強く成長する企業への転換を進めてまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年6月25日の定時株主総会における株主の皆様のご承認のもと、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「当初プラン」という。）を導入しました。その後、当初プランが有効期間満了を迎える平成23年6月20日の定時株主総会において、当初プランの内容を一部変更したうえで更新することについて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後のプランを「本プラン」という。）。

本プランは、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間および情報を確保することともに、株主の皆様のために、大量買付者と協議交渉などを行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としております。具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株券等の買付または公開買付けを実施しようとする買付者に、意向表明書ならびに株主の皆様の判断および特別委員会の評価・検討等のため必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会へ提出すること、本プランに定める手続きを遵守することを求めております。そのうえで、当該買付行為が、本プランに従わない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると判断された場合は、当該買付行為を阻止するための対抗措置を発動するプランとなっております。

7.3 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記の「基本方針の実現に資する特別な取組み」は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入（更新）されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入（更新）されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い者のみから構

一方、当社取締役会は、対抗措置の発動について、取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い社外者などから構成される特別委員会の判断を経ることとしております。特別委員会は、買付内容の検討、当社取締役会への代替案などの情報の請求、株主の皆様への情報開示、買付者との交渉などを行います。特別委員会は、対抗措置発動の要否を当社取締役会に勧告し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動に関する決議を速やかに行うこととしております。

なお、本プランの有効期間は、平成26年6月24日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）終結の時までであることから、平成26年4月30日の取締役会において、本定時株主総会における承認を条件として、本プランの更新を決定しました。

成される特別委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が導入（更新）から約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客觀性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資 産 の 部】		【負 債 の 部】	
流動資産	602,452	流動負債	313,636
現金及び預金	118,570	支払手形及び買掛金	72,821
受取手形及び売掛金	146,085	短期借入金	57,955
有価証券	85,013	1年内償還予定の社債	20,000
商品及び製品	114,369	1年内返済予定の長期借入金	2,000
仕掛品	44,423	未払金	50,642
原材料及び貯蔵品	24,835	未払法人税等	13,689
繰延税金資産	38,951	繰延税金負債	9
その他	31,305	賞与引当金	22,754
貸倒引当金	△1,102	役員賞与引当金	81
固定資産	263,420	製品保証引当金	9,597
(有形固定資産)	(216,170)	その他	64,085
建物及び構築物	396,485	固定負債	200,505
機械装置及び運搬具	420,981	社債	90,000
工具、器具及び備品	168,237	長期借入金	50,500
土地	50,263	繰延税金負債	4,611
建設仮勘定	5,189	退職給付に係る負債	44,221
その他	143	訴訟損失引当金	2,533
減価償却累計額	△825,129	製品保証引当金	502
(無形固定資産)	(14,732)	リサイクル費用引当金	654
のれん	70	その他	7,481
その他	14,661	負債合計	514,141
(投資その他の資産)	(32,517)	【純 資 産 の 部】	
投資有価証券	19,030	株主資本	376,493
長期貸付金	24	資本金	53,204
繰延税金資産	5,014	資本剰余金	84,321
その他	8,710	利益剰余金	259,426
貸倒引当金	△262	自己株式	△20,457
資産合計	865,872	その他の包括利益累計額	△27,151
		その他有価証券評価差額金	5,782
		繰延ヘッジ損益	△1,034
		為替換算調整勘定	△20,947
		退職給付に係る調整累計額	△10,951
		少数株主持分	2,388
		純資産合計	351,730
		負債純資産合計	865,872

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,003,606
売上原価	680,630
売上総利益	322,976
販売費及び一般管理費	238,007
営業利益	84,968
営業外収益	
受取利息	2,079
受取賃貸料	1,112
その他	3,886
	7,078
営業外費用	
支払利息	2,549
為替差損	9,632
その他	1,744
	13,926
経常利益	78,121
特別利益	
固定資産売却益	313
受取賠償金	741
受取保険金	340
その他	71
	1,466
特別損失	
減損損失	4,315
訴訟関連損失	2,227
その他	1,127
	7,670
税金等調整前当期純利益	71,916
法人税、住民税及び事業税	18,709
法人税等調整額	△30,734
少数株主損益調整前当期純利益	83,941
少数株主利益	243
当期純利益	83,698

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	53,204	84,321	179,305	△20,453	296,376
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△3,577	—	△3,577
当期純利益	—	—	83,698	—	83,698
自己株式の取得	—	—	—	△4	△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	80,120	△4	80,116
平成26年3月31日残高	53,204	84,321	259,426	△20,457	376,493

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成25年4月1日残高	2,621	△1,911	△40,342	—	△39,631	2,061	258,806
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△3,577
当期純利益	—	—	—	—	—	—	83,698
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	3,160	877	19,394	△10,951	12,480	327	12,807
連結会計年度中の変動額合計	3,160	877	19,394	△10,951	12,480	327	92,924
平成26年3月31日残高	5,782	△1,034	△20,947	△10,951	△27,151	2,388	351,730

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資 産 の 部】		【負 債 の 部】	
流動資産	357,300	流動負債	218,420
現金及び預金	15,868	支払手形	3,209
受取手形	528	買掛金	93,981
売掛金	148,390	短期借入金	24,000
有価証券	85,000	1年内償還予定の社債	20,000
商品及び製品	4,142	1年内返済予定の長期借入金	2,000
仕掛品	12,531	リース債務	187
原材料及び貯蔵品	14,364	未払金	39,061
繰延税金資産	18,403	未払費用	6,782
短期貸付金	53,343	未払法人税等	5,168
未収入金	27,504	預り金	4,373
その他	3,817	賞与引当金	14,511
貸倒引当金	△26,593	役員賞与引当金	76
固定資産	289,407	製品保証引当金	1,839
(有形固定資産)	(140,663)	その他	3,227
建物	56,570	固定負債	167,138
構築物	2,757	社債	90,000
機械及び装置	25,223	長期借入金	50,500
車両運搬具	22	リース債務	36
工具、器具及び備品	4,661	退職給付引当金	24,074
土地	49,089	製品保証引当金	246
建設仮勘定	2,315	資産除去債務	946
その他	23	その他	1,334
(無形固定資産)	(10,608)	負債合計	385,559
ソフトウェア	6,966	【純 資 産 の 部】	
その他	3,642	株主資本	256,804
(投資その他の資産)	(138,135)	資本金	53,204
投資有価証券	13,830	資本剰余金	84,321
関係会社株式	117,577	資本準備金	84,321
長期前払費用	371	利益剰余金	139,737
繰延税金資産	3,536	利益準備金	3,132
その他	2,828	その他利益剰余金	136,604
貸倒引当金	△9	繰越利益剰余金	136,604
資産合計	646,708	自己株式	△20,457
		評価・換算差額等	4,344
		その他有価証券評価差額金	5,378
		繰延ヘッジ損益	△1,034
		純資産合計	261,149
		負債純資産合計	646,708

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金額
売上高	750,034
売上原価	639,653
売上総利益	110,380
販売費及び一般管理費	61,058
営業利益	49,322
営業外収益	
受取利息及び配当金	29,872
その他	4,224
	34,096
営業外費用	
支払利息	2,111
為替差損	3,915
その他	2,351
	8,378
経常利益	75,041
特別利益	
固定資産売却益	183
貸倒引当金戻入額	10,656
その他	1,211
	12,051
特別損失	
固定資産売却損	126
固定資産除却損	378
減損損失	4,246
その他	572
	5,323
税引前当期純利益	81,769
法人税、住民税及び事業税	15,683
法人税等調整額	△8,375
当期純利益	74,461

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
平成25年4月1日残高	53,204	84,321	3,132	65,720	68,853	△20,453	185,924
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△3,577	△3,577	—	△3,577
当期純利益	—	—	—	74,461	74,461	—	74,461
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△4	△4
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	70,884	70,884	△4	70,880
平成26年3月31日残高	53,204	84,321	3,132	136,604	139,737	△20,457	256,804

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成25年4月1日残高	2,366	△1,905	461	186,386
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△3,577
当期純利益	—	—	—	74,461
自己株式の取得	—	—	—	△4
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	3,011	870	3,882	3,882
事業年度中の変動額合計	3,011	870	3,882	74,762
平成26年3月31日残高	5,378	△1,034	4,344	261,149

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年4月30日

セイコーホームズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡邊秀俊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山元清二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山崎隆浩	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーホームズ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイコーホームズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年4月30日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡邊秀俊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山元清二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山崎隆浩	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関する、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿つたものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月8日

セイコーエプソン株式会社 監査役会

常勤監査役 小 口 徹 ㊞

常勤監査役 矢 島 虎 雄 ㊞

社外監査役 山 本 恵 朗 ㊞

社外監査役 宮 原 賢 次 ㊞

社外監査役 奈 良 道 博 ㊞

以上

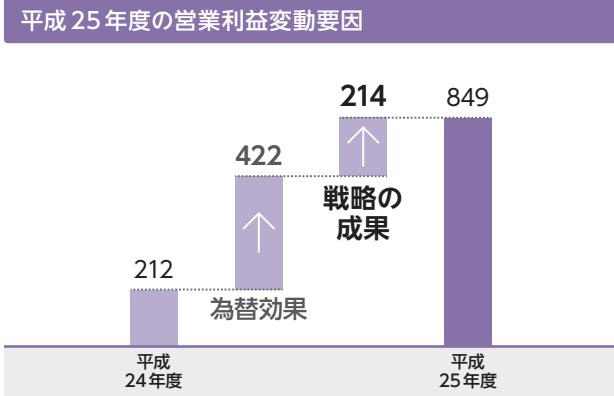
既存事業領域の「転換」と 新規事業領域の「開拓」

平成25年度の振り返り

SE15 後期 新中期経営計画（以下、新中期計画）では、平成 25 年度から始まる 3 力年において、既存事業領域においては商品構成の見直しとビジネスモデルの転換を、新規事業領域においては積極的な市場開拓を進めることとしています。そして、その先の次期中期計画では、「コンシューマー向け画像・映像出力機器中心の企業」から、「プロフェッショナル向けを含む新たな情報ツールや設備

をクリエイトし、再び力強く成長する企業」への脱皮を目指し、新中期計画はその「基礎を築く 3 年間」と位置づけています。

平成 25 年度の業績につきましては、為替による効果はありましたが、戦略に基づいた施策の成果が着実に表れてきたことにより、前期比で大幅な増益となりました。ここでは、今期に取り組んだ既存事業領域の転換と新規事業領域の開拓をご紹介します。



※ 営業利益変動要因の数値は、エプソン内部の管理資料に基づき算出した概算値です。

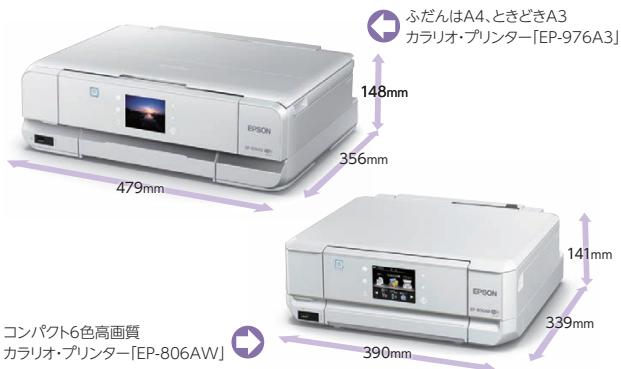
お客様価値を実現し商品構成・ビジネスモデルを着実に転換

魅力ある商品により インクジェットプリンターの商品構成を転換

国内ホーム向けインクジェットプリンター「カラリオ」では、本体の「小型化」を実現したモデルを全ラインナップに展開しました。加えて、スマートフォンやタブレット端末からも簡単にプリントできる機能やサービスの充実を図ることで、お客様にとって使いやすく、魅力ある商品をお届けすることができました。こうした商品は日本だけでなく、海外向けのプリンターにも展開されています。

このように商品の魅力向上に取り組んだ結果、平成25年の年末商戦期においては、前年同期比で販売数量が伸びるとともに、付加価値の高い商品の販売比率が上がったことで、平均販売単価の上昇につながりました。

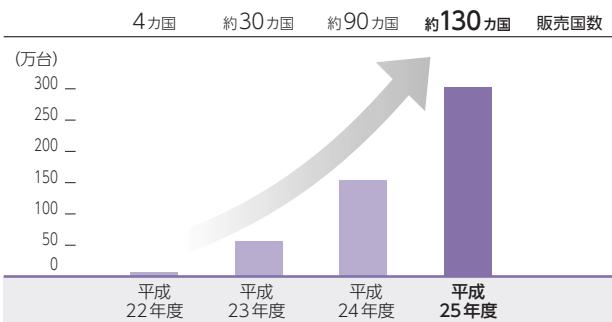
さらには、より頻繁にプリントするお客様に満足してお使いいただくことで、インクカートリッジ売上高の安定化にもつなげられると考えています。



新興国市場における 大容量インクタンクモデルの売上拡大

新興国市場における低プリントコストで大量印刷をしたいというお客様のご要望にお応えするために、平成22年秋、インドネシアを皮切りに大容量インクタンクシステム搭載インクジェットプリンター（以下、大容量インクタンクモデル）を投入しました。投入当初は数カ国のみでの販売でしたが、市場での評価が着実に高まり、平成25年度末時点では販売地域が約130カ国にまで拡大し、販売数量を順調に伸ばすことができました。

大容量インクタンクモデル販売数量と販売国数



※ 大容量インクタンクモデルについて、平成23年3月期株主通信の特集にも掲載していますので、詳細はそちらをご覧ください。



大容量インクタンクモデル[L355]
※日本未発売

強みを生かして 新規事業領域を積極的に開拓

エプソンの競争力の源泉は、“エネルギーを省く”、“モノを小さくする”、“精度を追求する”といった「省・小・精の技術」を基盤とする3つのコア技術、マイクロピエゾ、マイクロディスプレイ、センシングにあります。この強みとなるコア技術に磨きをかけて、プリンティング、ビジュアルコミュニケーション、生活の質向上、ものづくり革新の領域において、お客様の期待を超える商品やサービスを提供することで事業領域を積極的に広げてまいります。このページでは、それぞれの領域での目指す姿や取り組みをご紹介します。



より詳細な情報はこちらをご覧ください

Q エプソン SE15

検索

<http://www.epson.jp/company/se15.htm>



プリンティング

今期は新開発のインクジェットプリントヘッド技術 PrecisionCore（プレシジョンコア）を搭載した高画質で、高速印刷・大量印刷に適したオフィス向けプリンターを投入しました。さらには幅広いインク対応性の特長を生かし、商業向けにはTシャツなど布製品へ直接プリントできるガーメントプリンターや、ポリエステル素材の生地に転写可能な昇華転写プリンターなどを発売し、市場開拓に向けた取り組みが進展しました。





ビジュアル コミュニケーション

マイクロディスプレイ技術を搭載したプロジェクターの大画面映像に、インタラクティブ機能などの高付加価値を加えることで、人々のコミュニケーションを活性化し、円滑にする商品やサービスの提供を目指します。またメガネのように装着して使用するスマートグラス「MOVERIO」では、周囲の状況を確認できるシースルーや、目的に応じたアプリケーションを追加できるという特徴により、新たなお客様価値の創造に取り組んでいます。



生活の質向上

高精度センシング技術を搭載したリスト型GPS機能付ランニング機器「WristableGPS」では、走行距離などを正確に計測し、軌跡データやラップなどを管理・分析できるようになりました。またゴルフスイング解析システム「M-Tracer For Golf」では、スイングを測定し、解析データに基づいた改善ポイントを提供します。このように情報を可視化し、有効に活用する仕組みの創出により人々の生活の質を高めています。



ものづくり革新

ロボティクス技術にセンシング技術などを融合させ、高精度、高速、高信頼性に加え、省スペース、省電力を実現する産業用ロボットや生産機器を創造し、生産現場における自動化を進め、ものづくり革新への貢献を目指していきます。これまで作業レベルの難度やコストの制約により、人手に頼っていた領域の自動化を目指して、自律型双腕ロボットの開発にも取り組んでいます。



授業をより楽しく、わかりやすくするために、エプソン商品が貢献

エプソンの社会貢献活動は、エプソンの事業を支えている画像・映像をベースとする技術力・ノウハウを社会に還元するなど、本業を通じた活動を重視しています。

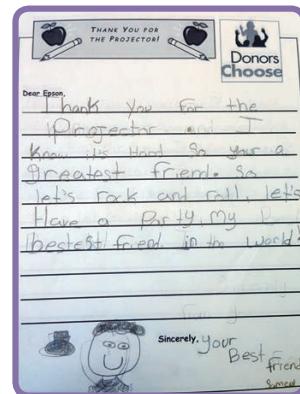
また、世界各地でそれぞれの地域社会に根ざした活動に努めており、活動内容や運営方法に工夫を加えることで、社会貢献活動にも特徴が發揮できるようにしています。

ここでは、アメリカにおける教育支援活動をご紹介します。

アメリカにある販売現地法人 Epson America, Inc. (以下、EAI) は、平成 25 年 12 月に、ニューヨークに拠点を置く非営利団体「DonorsChoose.org」(以下、ドナーズチーズ) と提携し、EAI のオンラインストアでの一定期間における特定商品の販売金額の 5% に相当する金銭および備品を寄付することを決めました。 (最大 10 万米ドル (日本円で約 1,000 万円) 相当)

ドナーズチーズでは、全米の幼稚園から高校までの公立学校の先生から授業を改善するためのアイデアと、そのために必要な文房具や情報機器など、さまざまな備品のリクエストを受け付け、それを一件ずつプロジェクトとしてオンライン上で紹介しています。企業や一般の方は支援したいプロジェクトを選び、ドナーズチーズを通して金銭や備品を寄付することで、教育改善に貢献することができます。

EAI では、以前にもドナーズチーズと提携して 10 万米ドル相当の金銭および備品を寄付した結果、多数の子どもたちに喜んでもらうことができました。その中から、一つの事例をご紹介します。



子どもから届いたお礼の手紙

事例

ニューヨーク市のある幼稚園の先生は、授業中に子どもたちの注意力が続かないことに悩んでいましたが、プロジェクターを使うことでこの問題を解決できるのではないかと考えました。

幼稚園の予算は限られていたため、ドナーズチーズにリクエストしたところ、教室にエプソンプロジェクターを設置することができました。

先生は、それまで読んでいた本を映画に仕立てて投写したり、子どもたちの大好きなキャラクターが登場する対話型動画コンテンツを投写して、算数の授業を楽しい時間に変えたりしました。

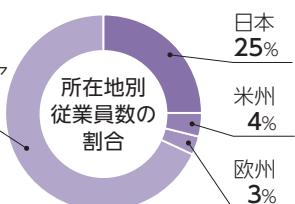
このようにプロジェクターを有効活用する先生のアイデアによって、子どもたちが授業に集中するようになり、クラス全体の学力も向上したのです。

先生にとっても子どもたちにとっても、エプソンのプロジェクターは授業なくてはならないものになりました。



教室でプロジェクターを使っている子どもたち
(写真提供:ドナーズチーズ)

会社概要 (平成26年3月31日現在)

商号	セイコーエプソン株式会社 (SEIKO EPSON CORPORATION)
創立	昭和17年5月18日
本社	〒392-8502 長野県諏訪市大和三丁目3番5号 TEL: 0266-52-3131(代表)
本店	〒163-0811 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル TEL: 03-3348-8531(代表)
資本金	532億4百万円
従業員数	連結: 73,171人 単体: 11,680人 
グループ会社	94社(当社含む国内21社、海外73社)

<MEMO>

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

株主メモ

決算期	3月31日
定時株主総会	6月
期末配当金支払株主確定日	3月31日
中間配当金支払株主確定日	9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
未払配当金の支払い、 支払明細発行のお問い合わせ先・郵便物送付先※1	〒137-8081東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL: 0120-232-711(通話料無料)
特別口座管理機関	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
特別口座に記録された株式に 関する各種お手続きのお問い合わせ先・郵便物送付先※2	〒168-8507東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL: 0120-288-324(通話料無料)
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
公告掲載アドレス	http://www.pronexus.co.jp/koukoku/6724/6724.html

※1 住所氏名変更・配当金振込先指定(変更)等の事務手続きについては、お取引の証券会社等にお問い合わせの上、所定の変更届等を提出してください。

※2 特別口座にて管理されている単元未満株式(100株未満)の買取りの際には、買取請求書を上記「みずほ信託銀行株式会社 証券代行部」にご請求の上、同行にて所定の手続きを行ってください。

ご案内

少額投資非課税口座(NISA口座)における配当等のお受け取りについて

新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関(証券会社等)を通じて配当等を受け取る方式である「株式数比例配分方式」をお選びいただく必要があります。ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。

NISA口座に関する詳細につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

第72回定時株主総会 会場のご案内

会場

東京會館 9階 ローズルーム

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

電話 (03) 3215-2111

株主総会会場は、下記案内図をご参照ください。



交通のご案内

JR線

- 東京駅(丸之内南口)より徒歩約10分
- 京葉線東京駅(6番出口)より徒歩約3分
- 有楽町駅(国際フォーラム口)より徒歩約5分

地下鉄

- 千代田線 二重橋前駅 より徒歩約5分
- 有楽町線 有楽町駅 より徒歩約5分
- 丸の内線 東京駅 より徒歩約15分
- 日比谷線 日比谷駅 より徒歩約10分
- 都営三田線 日比谷駅 より徒歩約5分

※B5出口を左に曲がり、さらに左に曲がると東京會館入口となります。

※B5出口のほか、B4出口が便利です。

(駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください)

セイコーエプソン株式会社

ホームページアドレス <http://www.epson.jp>



UD FONT